

## 議会改革推進特別委員会 作業部会B【第4回報告書】

日時：2026年7月31日(金)15時00分～15時53分

出席者：内藤委員長、柳田副委員長、植村委員、山口委員（公明党）、横井委員、柿本委員、  
下村委員

### 【政務活動費の宿泊費の上限金額の変更について】

○前回の委員会で出た意見を踏まえ、以下の改正案を提案

現行：宿泊費については実費弁償とし、15,500円(朝・夕食代を含む)を上限とする。

改正案：宿泊費は素泊まりに要する実費を弁償するものとし、上限額は23,800円とする。

ただし、宿泊代金が夕・朝食代を含めた総額となっており、その内訳が不明で差し引くことができない場合に限り、当該総額を実費として弁償する。

※本年4月に遡って適用し、研修費も同様に改正。

○各委員も賛成したため、改正案の内容を委員会に諮ることとした。

### 【項目④：地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決事項の検討について】

○前回の委員会において、「今年度策定する計画について常任委員会で報告を求めることからスタートしてはどうか」、「常任委員会で報告を求め、それに対して意見を付すだけでは弱いのではないか」という意見が出され、再度作業部会で協議することとなった。

○「閉会中常任委員会での報告事項について（申し入れ）」のとおり、議長から市長宛に「報告事項について、各部局において策定される計画の早期の段階での報告も含め、積極的に報告していただきたい」との申し入れがなされた。それを受け、7月から8月の閉会中常任委員会において、既に積極的な報告が行われている。

そのため、閉会中常任委員会での各計画の報告状況を見守ることとし、今後、報告が適切になされないなどの事態が生じた場合、計画の報告の在り方や議決事件の対象に加えるかどうかについて改めて協議してはどうかとの正副委員長提案について、各委員で協議。

○各委員の意見は以下のとおりである。

- ・それでいいと思う。出席した委員会で報告があったので、申し入れの効果があると思った。
- ・理事者から事前に説明を受けたが、内容が浅かったので、委員が理解できるように、事前の説明をもう少し詳しくしてほしい。
- ・報告を受けて、次の委員会で質疑に織り交ぜていったら理解や議論が深まると思う。
- ・委員会で報告を受けたとき、聞きなれない計画があった。委員の理解がより求められる。

○現時点では閉会中常任委員会においての各計画の報告状況を見守り、報告が適切になされ

ないなどの事態が生じた場合は、計画の報告の在り方や議決事件の対象に加えるかどうかの協議を行うこととし、その旨を委員会で提案することとなった。

#### 【項目⑥：議員報酬について】

○令和 8 年 6 月 24 日付けで奈良市特別職報酬等審議会から、「議員報酬の額については、現行の額を据え置くことが妥当であるとする」との内容の答申が出された。この答申をもとに各委員で協議。

○各委員の意見は以下のとおりである。

- ・ 答申に憤りを感じている。議員報酬は生活給という側面が薄いという記載があったが、多くの議員は 365 日市民の相談や行政との協議に従事し、地域のために奔走している。生活給としての側面が薄いということだけで評価するのは、議員の職責や実態を反映しているとは言えない。答申には「議員の評価はアウトプットで行うべきだが、個々の議員の活動に差があり一概に評価することが難しい」ともあったが、議会の広報誌を見れば活動実績が書いてある。次に審議してもらうなら、現在の議員の実態を見てもらいたい。
- ・ 諮問の過程で、議員報酬を上げてほしいと思っていると誤解されたのではないかと感じた。
- ・ 物価が上がったということは貨幣価値が下がるということ。10 年ほど前に決まった金額であり、当時と議員の仕事の重大性は変わっていないので、ある程度は物価上昇が反映されるべきだとは思う。
- ・ 他の中核市や県内市とも客観的な部分として議員報酬の比較をしており、著しく他市の状況と乖離があるとは言えない。
- ・ 審議会の結果は真摯に受け止めるべき。その上で委員会としてどうするかだが、答申で据え置きが妥当と言われている以上、議員報酬を上げるのも下げるのもそれ相応の根拠を出さなければいけない。

○作業部会で議論した内容を、委員会でも議論することとする。

○長期欠席議員への報酬に関すること及び期末手当の加算率については、議員報酬の額が委員会で決定されてから協議を開始することに委員からの異議がなかったことから、議員報酬額決定後に協議を開始することとした。

#### 【項目⑦：SNSの利用について】

○6 月 8 日に開催した説明会において植村委員より以下のとおり御意見をいただいた。

- ・ 「3 基本原則」(14)⑥「わいせつな内容を含むホームページへのリンク」について、法律に違反している内容のことを差しているのかが分かりにくい。また、⑨「その他法令又は公序良俗に反する一切の情報」と内容が重複していると思われる。
- ・ 「4 違反時の対応」について、違反かどうかを判断する主体、違反と判断する際の基準が

触れられておらず、将来的に市民と議員、議員同士での争いが起こってしまうのではない  
か。

○これらの意見を踏まえ、ガイドラインの改正案を作成した。

#### **前回からの改正点**

○「3 基本原則」(14)について

- ・⑥「わいせつな内容を含むホームページへのリンク」を削除

○「4 違反時の対応」について

- ・項目を削除し、「3 基本原則」(16)として、「議員のソーシャルメディアの利用により、市民等の信頼を損なう事態が生じたときは、当該議員は、自らの責任において誠実に解決を図り、市民等に対する説明責任を果たさなければならない。」を追加

○本改正案について特に異論はなかったため、作業部会案として次回の委員会で諮ることとする。